

Information 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所

## 令和4年度 自衛官募集案内

試験種目 採用区分等	一般曹候補生
受付期間	第1回：令和4年3月1日（火）～令和4年5月10日（火）（締切日必着） 第2回：令和4年7月1日（金）～令和4年9月5日（月）（同上）
応募資格	18歳以上33歳未満の者 （32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）
試験日程	第1回：令和4年5月20日（金）～5月29日（日）のうち指定する1日 第2回：令和4年9月15日（木）～9月18日（日）のうち指定する1日
試験会場	細部については相双地域事務所にお問い合わせください
採用 予定数	陸上 自衛隊 参考(令和3年度) 男子：約3500名 女子：約500名
	海上 自衛隊 参考(令和3年度) 男子約1250名 女子：約250名
	航空 自衛隊 参考(令和3年度) 約850名（男女の区別なし）

問 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所 ☎・FAX0244-23-4712

Information 福島広域雇用促進支援協議会

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

## 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

### 就職相談

「自分に合う仕事が見つからない」「就職活動の進め方がわからない」「たくさん応募しているのに採用されない」こんな困りごとはありませんか？

そんなお悩みを相談員とひとつひとつ解決していきませんか。

就職への一步を一緒に踏み出しましょう！あなたの『働きたい』をサポートします！

●電話 フリーダイヤル 0120-810-650

受付時間：平日午前9時～正午、  
午後1時～午後4時30分

●メール ホームページ

(<https://fkkoyou.net/>)の  
専用フォームから24時間受付中

●窓口 ※予約制（フリーダイヤルに  
お問合せください）



### 【求職者向け】職場体験実習

#### “大人のインターンシップ” 参加者大募集！

仕事のプランクがあり、就職活動に不安がある、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うかわからない…。そんな方、さまざまな業種の中から、興味のあるお仕事を体験できるチャンスです。仕事の内容を知り、働くイメージがわいてくる、体験型の就職活動はいかがですか。是非お気軽にお問合せください。

#### ※お申し込み随時受付中！

●体験期間 1～3日

●体験時間 体験先の所定労働時間内（8時間以内）

●体験先 職場体験実習登録事業所

●体験内容 事業説明、簡単な業務体験、  
質疑応答など



問 福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口（広野町役場産業振興課内）

☎0240-23-5586 FAX0240-23-5587

働きたいネット 検索

Information 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）

## 文部科学省からのお知らせ

### 東電福島原発事故の賠償請求について 一緒に確認しませんか？

○時間が経てば経つほど損害を証明する証拠書類が集めにくくなりますので、これを機会に請求漏れがないかなどの確認をおすすめします。

○「今までどのような賠償をもらったかわからない」、「賠償が全部済んでいるかわからない」場合もご相談ください。

○身近な方にもご案内をお願いします。

### 無料電話相談をご利用ください

○無料電話相談では、原子力損害の賠償に関する相談や適切な窓口の案内などをいたします。

○例えば、以下に該当する場合など、「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら、まずは、お電話ください。

- ☑ 亡くなったご家族の賠償が済んでいない
- ☑ 通院費や減収した給与の賠償が済んでいない
- ☑ 事故当時に子どもや妊婦だった  
※賠償額が加算される場合があります
- ☑ 事故当時借家だった方で住居確保損害が未請求
- ☑ 家族が別々に避難し二重生活となった

問 フリーダイヤル 0120-013-814

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）  
午前10時～午後1時、午後2時～午後5時  
月～土（祝休日を除く）

詳しくは

原子力損害 賠償請求 検索



Information 町民税務課

## 「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設について

6月1日(水)は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、6月1日を中心に、人権擁護委員が特設人権相談所を開設して人権相談に応じたり、全国的な啓発活動を実施しています。

今年も6月1日に広野町役場にて、午前10時から午後3時まで特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催日などを変更する可能性がありますので、お越しになる際は、事前に最寄りの法務局までご連絡ください。

なお、「人権擁護委員の日」に限らず、電話相談を実施していますので、悩みごとがありましたら下記のダイヤルにお電話ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

問 福島地方司法局人権擁護課

☎024-534-1994  
広野町 町民税務課  
☎0240-27-4160



Information 双葉地方広域市町村圏組合

## 火葬場の使用・手続きのご案内

双葉地方広域市町村圏組合斎場（双葉町）を使用する場合は、双葉郡内の各町村役場担当窓口にて「死亡届」と一緒に予約の手続きをしてください。

葬祭業者の仮予約は、24時間行うことができますが、予約の確定は、各役場担当窓口で「死亡届」と一緒に午前8時30分～午後5時15分の間をお願いします。

問 双葉地方広域市町村圏組合

北部衛生センター ☎0240-35-5454  
斎場「聖香苑」 ☎0240-33-2416